

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書
(固定資産税・都市計画税)

(あて先) 愛川町長様

年 月 日

届出人 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、被相続人に係る納税及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、愛川町税条例第25条の6に基づき地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を申告します。

(被 所 有 者 相 続 人)	フリガナ											死亡年月日	年 月 日			
	氏 名															
相 続 人 代 表 者	フリガナ											生年月日	年 月 日			
	氏 名															
	住 所	〒										電話番号				
	住 所	〒														
個人番号又 は法人番号 (右詰め)												被相続人 との続柄				
現 所 有 者 代 表 者 以 外 の 相 続 人	フリガナ 氏 名	住 所										被相続人 との続柄				
	生年月日 年 月 日	〒														
	生年月日 年 月 日	〒														
	生年月日 年 月 日	〒														
	生年月日 年 月 日	〒														
	生年月日 年 月 日	〒														
備考																
注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>この申告書により相続が確定する（相続登記がなされる）ことはありません。</u> ・ この申告書をもって、固定資産税の納税義務者を決定（変更）することができます。 ・ 代表者以外の現所有者欄が足りない場合は、別紙（任意）を作成し添付してください。 ・ 相続人代表者となる方は以下の①、又は②及び③のコピーを添付してください。 <p>①個人番号（マイナンバー）カード ②通知カード（マイナンバー）又は個人番号記載の住民票の写し ③運転免許証、健康保険証等の身分確認書類</p>														

上記、太枠内についてご記入ください。

被相続人個人コード			代表者個人コード								
課長	副主幹	副主幹	班員			主任	共有	有・無	相代人	有・無	
							入力		納管人	有・無	
							確認		未登記	有・無	

町税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き (相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について)

1. 相続人代表者・現所有者について

(1)固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方に課税することになっています。被相続人にかかる還付等の書類(滞納処分を除く)を受領する代表者を相続人の中から指定するとともに、固定資産を現に所有している方の申告を行っていただきます。固定資産を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。
(地方税法第9条の2第1項、第343条第2項及び第384条の3)

(2)遺産分割が終了し、登記等が完了するまでは当該固定資産は相続人全員の共有となります。また、当該固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。
(地方税法第10条の2)

(3)今回の申告内容については、相続権を有するすべての方と御協議のうえ決定してください。

2. ご注意いただきたい事項

(1)相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続の確定や不動産の権利関係を定めるものではありません。

(2)現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに提出してください。提出をいただけない場合は、罰則(10万円以下の過料)を受ける可能性があります。また、町が相続人代表者及び現所有者を指定させていただく場合があります。

(3)相続登記の手続きについては横浜地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問合せください。なお、未登記家屋の名義変更については、この届出とは別に町税務課での手続きが必要となります。

(4)「相続人代表者届」と「固定資産現所有者申告書」につきましては、どちらも相続人に提出(申告)していただくものであることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっております。

(5)代表者以外の相続人が遠方に住んでいる等の理由で本人による署名が困難である場合は、相続人本人の了承があれば、他の相続人による代筆でも構いません。その場合は、備考欄へその旨をご記入ください。
(例/相続人〇〇〇〇は遠方に住んでいるため、私、××××が電話で確認済です。)

法定相続人全員が相続しない場合でも、全員の署名が必要です。

ただし、その旨が確認できる書類の写しの添付があれば、法定相続人全員の署名は必要ありません。
(相続放棄申述受理証明書、遺産分割協議書などがある場合も同様です。)

その他、記入のしかたにつきましては、別紙記入例を参考に記入してください。

※ご不明な点等ございましたら、町税務課資産税班までお問い合わせください。

愛川町役場財務部税務課資産税班 (代表)046-285-2111

(内線)3278、3279